

令和4年1月 勝山市定例農業委員会

1.開催日時 令和4年1月24日(月) 午後1時30分

2.開催場所 勝山市役所 第1会議室

3.出席委員 農業委員10名 (欠席2名)

会長	1番	松村 勤兵衛			
会長職務代理	2番	辻 尊志			
農業委員	3番	北山 謙治	8番	牧野 昌久	
	4番	須見 則雄	9番	吉田 武博	
	6番	山内 百合子	11番	田中 政男	
	7番	高野 忍	12番	酒井 清泰	

4.審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第 59 号	空き家に付属した農地の別段面積の設定について	可決
議案第 60 号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第 61 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第 62 号	農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第 63 号	現況証明願いについて	可決

(報告事項)・農地法第3条の第1項第13号の規定による届出について

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について

5.農業委員会事務局 事務局長 山本 典男 係長 多田 喜代彦
 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

6.会議の概要

事務局長	ただいまから、令和4年1月定例農業委員会を開催いたします。 なお、滝本委員より欠席の旨、お聞きしております。山口委員につきましては、現在ご連絡しておりますが、定刻のため始めさせていただきます。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	(会長あいさつ) 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。 また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、遅くとも午後2時30分には終了していただく予定をしております。ご協力のほどよろしく願いたします。
事務局長	ありがとうございました。 では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長)	これより本日の会議に入ります。 事務局より1月分の経過報告を申し上げます。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を11番 田中 政男委員、12番 酒井 清泰委員の両名にお願いします。 これより議事に入ります。 日程第1 議案第59号 空き家に付属した農地の別段面積の設定について及び、日程第2 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。これらは関連しておりますので、一括して行います。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 議案第59号及び60号の①、②については吉田委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	19日に現地確認を行いました。①については、譲受される方が外国籍の方ということで、現地確認したものは3人いるのですが、3人で話をしたところ、こちらに住所がないということで、どうかなという話にはなりました。今日、会長に詳しいことをお聞きしたところ、村の役員さんや鹿谷町の役員さんに根回しをして、いろんな確約をとっているということで、また、譲渡人本人も最低5年は耕作すると確約しているということで、農業委員としては認めざるを得ないかなと思います。これといった反対する理由がないと思いますので、認めたいと思います。 ②についてですが、本日も譲受人本人と話しをしてきたのですが、これまで水稻をしてきております。譲り受ける田んぼについては、いままで他の方がソバを耕作されていたということで、これからもソバを作ると聞いております。こちらについても、認めたいと思います。以上です。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 ③については高野委員より報告をお願いいたします。

高野委員 ③の件ですけれども、先だって1月19日に現地確認を行いました。現地は雪が多く、見づらい部分もあったのですが、これまでも譲受人が耕作してきたということですし、隣接の農地についても耕作をしています。また、譲受人は認定農業者でもありますし、なんら問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長(松村会長) ありがとうございます。
報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

田中委員 60号の1番ですが、譲受人は外国籍の方ということで、帰化されているのか、もし帰化されていなくても、農地の取得は可能ではあると思うのですが、地域に入られるということで、一番大きな問題は水利権の問題です。ですので、それも踏まえた集落内の同意といいますが、協議するとは書いてありますが、同意書というものをとっていただいて、農業委員会に一部提出していただく必要はないのでしょうか。許可を出すときに、同意書も出してもらう必要はないのでしょうか。

議長(松村会長) 集落との同意書ということですか。

田中委員 集落と本人との同意書ということですね。集落に入ってこれられても、(月2週間しか)住まないということで、いろんな問題がでてくると思います。口約束だけでは、後から分かりませんから、やはり文書にしたものが必要で、それを農業委員会としても必要ではないかと思うのですが。

議長(松村会長) その件についてですけれども、書面では交わしていませんが、集落の同意は得ております。農業委員会から、本人から集落の同意書の写しをもらえるようには話をしておきますので、よろしくお願いいたします。

田中委員 わかりました。

議長(松村会長) その他ございますか。

牧野委員 60号の1番の譲受人ですが、外国人ということですが、帰化しているのですか。外国籍でも農地を取得することはできるのですか。これがまず1点目です。
2点目は、5年間耕作する誓約書を提出しているとのことですが、これは有効性があるのですか。私は初めて農業委員になりましたが、耕作しないことについての罰則というものが無いように思います。この誓約書をやぶって、耕作しなくなったらどうなるのですか。

事務局 まず1点目の帰化しているかということですが、帰化はしていません。また、外国籍の方が農地を購入することはできるのかということですが、購入することができます。
次に5年間耕作する旨の誓約をしているが罰則があるのかということですが、もし5年間の間に農業をされなくなってしまった場合、個人の場合は、農業委員会から改善するよう指導することとなります。罰則、例えば罰金とかはありませんので、農業委員会から、5年間の誓約書のとおり耕作するよう指導をするかたちになります。

牧野委員 指導して耕作するならいいのですが、そういった方は続けていると思うのですね。(耕作しなくなった方は)指導してもなかなか耕作をしないのではないかと心配ではあります。まあ今はいいのですが、私はそのように思います。

議長(松村会長) 罰則的には緩いのですが、法律的には指導しなさいとなっております。もっと大きな問題になってくると話は違うとは思いますが、そこまでは大きな問題にはなかなかいきませんので。この地域は、私の地元でもありますので、そのあたりは注意深く見ていきたいなどは思っております。今回の申請も法律に間違ったことをしているわけではありませんので、強くは言えないというところはございます。また農業の経験もあるということで、そういったことも鑑み、今回許可せざるを得ないかなとは思っております。しかし、みなさんが許可できないとの判断をされるのであれば、ご意見をおっしゃっていただければと思います。
その他ございますか。
ないようですので、これより採決いたします。
ではまず、議案第59号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員	異議なし
議長(松村会長)	<p>それでは、議案第59号は、みなさんの意見を加味しながら、原案どおり承認することに決しました。</p> <p>続いて、議案第60号について採決いたします。</p> <p>議案第60号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長(松村会長)	<p>それでは、議案第60号は、原案どおり承認することに決しました。</p> <p>続きまして、日程第3 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)及び、日程第4 議案第62号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。</p> <p>これらは関連がありますので一括して行います。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長(松村会長)	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
吉田委員	2番についてですが、貸付人は認定農業者の方です。現在も田んぼをされている方ですが、なぜ貸借するのでしょうか。この農地は貸付人の所有ですか。
事務局	こちらの農地については、貸付人本人の所有の農地です。こちらの方はいろんな地区で農業経営されていますが、遠くの農地については自分で耕作せず離してその地域の方にしていただくような形で、農地の集約化を行っているということでした。
議長(松村会長)	<p>その他ございますか。</p> <p>では、私から一つ質問があるのですが、貸付人ですが、どなたかから購入した農地ではないのですね。</p>
事務局	こちらで分かる範囲で、お調べをしましたが、購入したという履歴は見つかりませんでした。以前から自身で所有していた農地であるかと思います。
議長(松村会長)	<p>わかりました。その他ございませんか。</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。</p> <p>ではまず、議案第61号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長(松村会長)	<p>それでは、議案第61号については、承認することに決しました。</p> <p>続いて、議案第62号について採決いたします。</p> <p>議案第62号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長(松村会長)	<p>それでは、議案第62号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第63号 現況証明願いについてを議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。 ①②については北山委員より報告をお願いいたします。
北山委員	8ページ、9ページをご覧ください。こちらは沢の街中ですが、どうしようもないです。このまま非農地ということをお願いしたいと思います。②のほうですが、10、11ページになります。立川の通りでございますが、雪が積もっており、現地が更地になっていることしか確認ができませんでした。しかし、畑や田んぼに戻せるような場所ではありませんので、地目を変更することですし、致し方ないと思います。以上です。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 ③④については吉田委員より報告をお願いいたします。
吉田委員	③については、先ほどの3条申請があった農地の隣家になりますが、現地は住宅が建っており、その土地として利用されております。④については集落センターがすでに建っておりまして、もう農地にはならない土地です。よろしくをお願いいたします。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 ⑤については高野委員より報告をお願いいたします。
高野委員	資料については16、17ページですけれども、前は道路ですし、後ろは宅地、両隣も宅地になっています。区画整備によって整備されている土地になりますが、昭和56年当時に住宅が建ったということでやむを得ないかと思います。よろしくをお願いいたします。
議長(松村会長)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
田中委員	⑤番の申請者ですが、他3名と書いてありますが、兄弟か何かですか。
事務局	残り3名の方ですが、みなさまご兄弟になります。議案の2ページをご覧ください。議案60号の3番の譲渡人と同じ4名の方になります。
牧野委員	建物の下になっている地面というのは、そのころの当時であっても本来は農地転用の許可が必要ということですね。そうすると、やったもん勝ちになってしまいますよね。
議長(松村会長)	もし、現在そういう状態になっている土地があるとして、その状態で20年以上経ってれば、やむを得ないものとして現況証明をしていただくということになっております。
事務局	補足ですが、今回の4番は建築当時に、農転の許可をとっています。ただ、許可をとった時は、一筆のうちの一部転用ということで許可されています。その後、建物が建っている部分は分筆を行っているのですが、今回、分筆後の面積と一部転用許可の面積とが、異なっていました。そういった場合、法務局へ地目変更登記申請のために一部転用の許可書を持って行っても、面積が異なるため、受理してくれない場合がございます。ですので、今回は改めて、現況証明をとる必要がございました。このようなケースもございます。
牧野委員	わかりました。

議長(松村会長)	その他ございませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第63号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第63号については、原案どおり承認することに決しました。 次に、報告事項に入ります。農地法第3条の第1項第13号の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	次の3条は、ふくい農林水産支援センターが〇〇さんに売るとのことですね。
事務局	はい、そうです。
議長(松村会長)	みなさん、ご意見、ご質問はありませんか。
山内委員	相談を受けたので質問するのですが、買い手が決まっているから、このような売買ができるのですか。買い手がいなければ、支援センターは買ってくれないのでしょうか。
事務局	売り手、買い手が決まっていて、移転の時期もある程度決まっている段階で支援センターが間に入るといえることになると思います。
山内委員	支援センターが金銭的な問題等ははしてくれるが、買い手が無かった場合はダメということですよ。
事務局	制度上は、買い手が決まっていなくても、支援センターが農地を買うことはできます。ただ、最終的に、支援センターが農地を所有していても、どうしようもありませんので、やはり買い手がある程度決まっている段階で、はじめて支援センターが協議に入ることになります。
山内委員	農地を売りたいという人が、いくら言ってもだめということですね。
事務局	相談に乗ってはくれるとは思いますが、こういった事業で、支援センターがすぐを買うということにはなりません。
牧野委員	今の話からいきますと、(支援センターが買い手に売った後の)2月の段階で、報告をすればよいのではないのですか
事務局	牧野委員のおっしゃる通りではあるのですが、受理をした日が令和3年12月20日でございます、12月定例会よりも前になります。あまり期間を開けてもよくないかと思い、今回報告事項で出させていただきました。そして、次回の流れについても今回お話をさせていただいたところでございます。
須見委員	タイミングの問題なのですが、例えば、売り手の方がお金が早く欲しいという場合、この図を見ると、買主から支援センターへ行って、売主にお金が入る形だと思うのですが。
事務局	失礼いたしました。誤解を招きやすい図となってしまいましたが、まず、支援センターがお金を用意して、土地を買います。
須見委員	立て替えるような形ということですね。
事務局	そうですね、そういう事業のために予算をもっているということになります。

須見委員	わかりました。
議長(松村会長)	他にございますか。
山内委員	はい。支援センターが立て替えたということは、もうすでに、譲受人もだいたいその金額で合意しているということでしょうか。
事務局	今回の農地の売買に関する対価、金額に関しましては12月15日にあっせん委員会というものを勝山市役所で開催いたしました。あっせん委員会には売主、間にはいる支援センター、買主、農業委員会からは辻職務代理と田中委員に出席をいただきまして、金額をいくにするのか、だいたいいつ頃に契約の手続きを行うのか、そういった話をすべて行っております。
牧野委員	その話を先にさせていただくとよかったですと思います。
事務局	申し訳ございません。
須見委員	今回の特例事業が活用された理由としては③の心理的抵抗感を持つ場合ということですね。
事務局	そうです。
須見委員	ご近所ということもあり、将来、尾を引くといけませんから、だれかが間に入ってもらって、ちゃんとしたというのが今回の案件ということなのですね。お金の問題ということではなく、そっちの方の要因が大きいと思います。
議長(松村会長)	その他ございませんか。 ないようですので次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長(松村会長)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 では最後に、2月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局	次回は、2月25日(金)午後1時30分から、開催予定としております。推進委員との合同会議となると思いますのでよろしくお願いたします。
議長(松村会長)	以上で1月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉